

営業開始届出後には「氏名等の表示」が必要です

氏名等の表示方法

- 届出後には、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさかつ書体で、
 - 氏名又は名称
 - 届出をした公安委員会の名称
 - 届出番号を表示する必要があります

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

← 氏名等を表示する場合の様式の例です。
(法定様式ではありません。)

※ 様式は限定しませんが、以下の事項は必ず表示してください。

- 氏名又は名称
- 届出をした公安委員会
- 届出番号

(金属盗対策法第5条の規定)

- また、
 - 従業者数が5人以下の場合
 - 特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを持っていない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要があります